（略）	（略）
りん酸ジメチル＝１－メトキシカルボニル－１－プロペン－２－イル（別名メビンホス）	
（削る）	
りん酸トリス（二－クロロエチル）	○・三パーセント未満
りん酸トリス（二・三－ジブロモプロピル）	（略）
りん酸トリス（ジメチルフェニル）	○・三パーセント未満
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト－トリル）に限る。）	一パーセント未満
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト－トリル）を除く。）	○・三パーセント未満
りん酸トリ－ノルマル－ブチル	（略）
りん酸トリフェニル	（略）
りん酸トリメチル	○・一パーセント未満
レソルシノール	（略）
（略）	

（略）	（略）
りん酸ジメチル＝１－メトキシカルボニル－１－プロペン－２－イル（別名メビンホス）	
りん酸トリ（オルト－トリル）	一パーセント未満
（新設）	
りん酸トリス（二・三－ジブロモプロピル）	（略）
（新設）	
（新設）	
りん酸トリ－ノルマル－ブチル	（略）
りん酸トリフェニル	（略）
（新設）	
レソルシノール	（略）
（略）	

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第三条　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（腐食防止措置）	（腐食防止措置）
第十三条　事業者は、特定化学設備（令第十五条第一項第十号の特定化学設備をいう。以下同じ。）（特定化学設備のバルブ又はコックを除く。）のうち特定第二類物質又は第三類物質（以下この章において「第三類物質等」という。）が接触する部分については、著しい腐食による当該物質の漏えいを防止するため、当該物質の種類、温度、濃度等に応じ、腐食しにくい材料で造り、内張りを施す等の措置を講じなければならない。	**第十三条**　事業者は、特定化学設備（令第九条の三第二号の特定化学設備をいう。以下同じ。）（特定化学設備のバルブ又はコックを除く。）のうち特定第二類物質又は第三類物質（以下この章において「第三類物質等」という。）が接触する部分については、著しい腐食による当該物質の漏えいを防止するため、当該物質の種類、温度、濃度等に応じ、腐食しにくい材料で造り、内張りを施す等の措置を講じなければならない。

附　則

この省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第五十一号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、同令中別表第九の改正規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、四〇一円）　本号一部　二八六円（本体二六〇円）　（配送料別）